

平成 30 年 6 月 14 日現在

機関番号：34310

研究種目：基盤研究(B) (海外学術調査)

研究期間：2013～2017

課題番号：25301006

研究課題名(和文) プロスポーツリーグの労使関係 - 2000年以降の国際的動向 -

研究課題名(英文) Labor Relations in Professional Sports Leagues: International trends from the 2000s

研究代表者

川井 圭司 (KAWAI, KEIJI)

同志社大学・政策学部・教授

研究者番号：50310701

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 5,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、プロリーグにおける労使関係構築の経緯について、文献研究のほか、関係者、研究者、実務家への取材により、国際比較の観点で考察してきた。研究対象としたいずれの国においても、保留条項等の移籍制度の違法性が司法で争われたことをきっかけとして、労働法のもとでの団体交渉あるいは労使協議を通じて新制度が導入されることになった。同時に、労使自治、あるいはスポーツの自治が尊重され、競争法や契約法理に基づく司法の介入は抑制されるようになっていった。こうした労使関係の構築がスポーツ界における意思決定のあり方を大きく変容させた背景を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：In this research, I studied the background of the development of labor relations in the professional league from the view point of international comparison by researching literature and interviewing researchers, practitioners, and those involved. A new system based on collective bargaining which follows the labor law and social dialogue was adopted in all targeted countries. The adoption of the new system was triggered by the judicial case of illegality of the transfer system such as reserve clauses. Simultaneously, the autonomy of labor relations or autonomy of sports were respected and as a result, judicial intervention based on competition law and contract doctrine became controlled. It was revealed that the establishment of such labor relations had influenced greatly and changed the decision making process in the world of sports.

研究分野：スポーツ法

キーワード：プロスポーツ 労使関係 反トラスト法 競争法 労働法 大学スポーツ 労働組合 団体交渉

### 1. 研究開始当初の背景

これまで日本では、プロ野球選手会の労働組合認証(1985年)、そしてプロ野球界再編をめぐる労使紛争(2004年)を機に、プロ野球選手の労働者性について労働法学においても活発に議論されたが、球界の安定とともに法的議論も終息していった。その後、2011年にプロサッカー選手会が東京地労委より労働組合の認証を受け、労働組合としてJリーグとの交渉に従事している。他方、これらの選手は実務上、労働基準法を中心とする個別的労働法の適用を受けない取り扱いとなっている。つまり、労働組合法上の労働者ではあるが、労働基準法上の労働者ではないとされているのである。他方、2000年以降、bjリーグ(2016年にNBLと共にB.LEAGUEに統合)、四国アイランドリーグ(現:四国アイランドリーグplus)、北信越BCリーグ(現:BCリーグ)、日本女子プロ野球機構などの新興リーグが発足した。また、ラグビー界においても1995年の国際ラグビー連盟(現:ワールドラグビー)によるプロオープン化を受けて、プロ選手が出現し、トップリーグでは17%の選手がプロ契約を締結している。このようにプロの契約を締結する選手がにわか増加しているものの、これらの選手の法的地位について、十分な議論が交わされてきたとはいえない。この点、国際的にはプロスポーツ選手の労働者性について一定の方向性が定着している。つまり、サッカー、野球、バスケットボール、ラグビーなどいわゆるチームスポーツについては、集団的労働法および個別的労働法の双方について労働者性を認めることにより、あるいはスポーツに特化した立法により、社会的に明確な法的地位が与えられている。

### 2. 研究の目的

プロスポーツにおける適正かつ健全な労使関係の構築は、近年のリーグ経営戦略において、また労働者たる選手の権利確保の側面において、きわめて重要な意味をもっている。たとえば、FIFAとFIFProの協議(ソーシャルダイアログ)に基づく最低契約遵守条件の導入、国外市場拡大を目指すMLBの労使協調路線の確立など、2000年以降、労使関係の構築は世界的な潮流になってきた。他方、日本国内では、2011年、Jリーグ選手会が労働組合化を宣言し、また野球では、日本プロ野球選手会が、WBC(2013年)の大会運営をめぐる日米の駆け引きにおいて、大きな役割を果たした。そこで本研究では、各国のプロスポーツリーグにおける労使関係構築の動向を追いつつ、比較法的にそれぞれの特徴と意義、そして課題を整理したうえで、労使関係の新たな機能と役割を明らかにすることを目的とした。

### 3. 研究の方法

平成25年度

アメリカ・マサチューセッツ大学、セントルイス大学、スミス大学を拠点とする共同研究では、プロスポーツの労使関係の動向をめぐる情報・意見交換の後、研究討議を行い、MLB、NFL、NBAおよびNHLのアメリカ4大リーグにおける労使関係の変容について、特に2000年以降に焦点をあてて法律学の視点から詳細な分析を行った。また、韓国での調査研究では、韓国野球委員会(KBO)事務局長および韓国プロ野球選手会顧問弁護士への取材を行い、労使関係の歴史的経緯と現状の課題について、議論した。

なお、オーストラリア・ビクトリア大学とアメリカ・ノバサウスイースタン大学からそれぞれ研究者を招聘し、スポーツ文化の国際比較の観点から、労使関係、その他日本の特徴を明らかにした。また、オーストラリア・モナッシュ大学のMatt Nichol氏との共同研究において、グローバル化がもたらす、日本プロ野球界の労使関係および海外移籍制度への影響について分析し、その研究成果をまとめた。

平成26年度

イギリス(ロンドン、スコットランド)、アイルランド、スイスにおけるプロリーグの労使関係について実地調査を行った。具体的には、ラグビー、サッカー、クリケットの各選手会、そしてリーグ関係者とイングランドサッカー協会の元会長から労使関係の歴史的経緯および近年の動向と課題について聞き取り調査を実施し、そこで明らかになった論点について各国のスポーツ法研究者と議論を交わした。また、オーストラリア・メルボルン大学が主催したSorts Law and Integrity Workshopにおいて、「黒い霧事件(プロ野球)」や「大相撲の八百長」などスポーツ賭博や八百長をめぐる問題を取り上げ、日本における賭博の概念や公営競技に関する規制、またスポーツ振興くじ(toto)の現状と課題を整理したうえで、八百長規制と選手の権利保護をめぐる労使の課題について分析した。

平成27年度

日本プロ野球における移籍制度をめぐる変遷や労使の立場について、モナッシュ大学のMatt Nichol氏と共同研究を実施し、国際的な観点から検討を行い、日本における労使関係の特徴を明らかにし、スポーツのグローバル化に伴う社会的な見方あるいは選手自身の価値観の変化について検討した。また、8月に1か月間、渡米し、アメリカにおける大学アスリートの労働組合組織化の動向について、マサチューセッツ大学を中心に共同研究に従事した。

平成28年度

プロスポーツリーグの労使関係、プロ選手の移籍制度、違法賭博や八百長をめぐるイン

テグリティの確保について、メルボルン大学の Hayden Opie 氏、Stacey Steel 氏、Sydney 大学の Micah Burch 氏、Monash 大学の Matt Nichol 氏との共同研究を実施した。これにより、スポーツに対する社会の認識や価値について日豪の特徴を明らかにした。

#### 平成 29 年度

これまでの研究で得られた成果を発表するとともに、これらの成果を基礎とした総括的な研究を実施した。特に、2000 年以降のアスリートの組織化に着目し、国際的な動向を追った。またモナッシュ大学の Matt Nichol 氏との日豪のプロスポーツにおける労使関係共同研究を実施した。また、大学スポーツをめぐる学生選手組織化の動向など、残された課題を整理するために、8 月にアメリカでの実地調査および共同研究を実施した。

#### 4. 研究成果

##### (1) アメリカの動向

アメリカでは、団体交渉過程への反トラスト法の介入を否定した 1996 年の Brown 最高裁判決以降、もっぱら労使自治において制度設計が図られるようになり、結果的に労使が協調して、リーグ全体の収益向上を目指すインセンティブを持つようになった経緯について明らかにした。その経緯のなかで、リーグ収益の一定割合を人件費に充てるとするサラリーキャップ制度が重要な役割を果たした。なお、プロを凌ぐビッグビジネスとなっているアメリカ大学スポーツにおいて、この数年、選手の組織化が大きな社会的関心事となった。ノースウェスタン大学のアメリカンフットボール選手らが自らの労働者性を主張し、労働組合の認証を求めたのに対して、2014 年に全国労働関係局 (NLRB) シカゴ支部がこの主張を認めたからである。同大学のフットボール選手らはスポーツ奨学金という賃金を得て、プレーという労働を提供しているとした NLRB の判断は大学スポーツ界を震撼させた。結果的に、この決定はワシントン DC の上訴審で覆されることになったのであるが、アメリカ大学スポーツにおける一連の動向は日本の大学スポーツの産業化議論に大いなる示唆を与えている。

##### (2) イギリスの動向

イギリスでは 1963 年の Eastham 判決によって、リーグ側と選手側との間で実質的な団体交渉の枠組みが形成されることになる。当事者の合意に基づいて制度設計を図ること、自らの自治を確保する狙いがあったからである。具体的には、英サッカーリーグと選手会が移籍制度を含む雇用条件について交渉する新たなフォーラム、全国協議委員会 (National Negotiating Committee (NNC)) を設置し、労使からそれぞれ 4 人の代表が年に 4 回交渉を実施することとし、1964 年から

NNC での協議が開始された。注目すべき点は、イギリス政府が 2 度にわたって調査委員会を設置し、プロサッカーにおける労使関係構築に向けた提言をしていることである。これに応じる形で、1978 年に、英サッカーリーグ、選手会、そして独立のチェアマンで構成されるプロサッカー協議委員会 (Professional Football Negotiating Committee (PFNC)) が設立された。その後、1993 年のプレミアリーグの発足に伴って PFNC 憲章が改正され、プレミアリーグ、英サッカーリーグ、選手会、さらに英サッカー協会をメンバーとする委員会、プロサッカー協議・諮問委員会 (Professional Football Negotiating and Consultative Committee (PFNCC)) に再編成された。プレミアリーグと英サッカーリーグにおける選手の雇用条件に関する団体交渉は、このプラットフォームで現在も継続的に実施されている。このようにイギリスでは、Eastham 判決が端緒となって実質的な労使関係が構築され、その後、提言という形での政府の関与も受けながら、労使交渉のプラットフォームに改良が加えられてきた点、また英サッカー協会など、労使関係の枠組みを超えたステークホルダーを協議に参加させることで、サッカー界全体の利益とのバランスを図りながら制度改革が進められている点に、その特徴を見ることができる。

##### (3) 欧州の動向

EU でスポーツ選手の移籍をめぐるケースとして最も重要なインパクトを与えたのは、EU 圏内における「労働者の自由移動の原則」に基づいて、サッカー界の移籍金制度を違法とした 1996 年の Bosman 判決である。欧州裁判所による Bosman 判決では、ローマ条約 48 条 (労働者の自由移動の原則 = EU 権能条約 45 条) に関する分析および検討にとどまり、同条約 85 条 (競争制限の禁止 = EU 権能条約 101 条) の問題については考察されなかったが、他方、本判決の前に示された法務官意見では、競争法の観点からも検討を加えた上で、85 条に反するとの結論を導いている。

こうした司法介入をきっかけにして、移籍制度改革が実施されるのであるが、だれがどのような視点で改革を実行していくのが適切かについて、検討が進められた。また欧州委員会は Bosman 判決後、スポーツの特殊性を容認しつつも、スポーツの経済的側面については競争法の規制対象となることを「ヘルシンキ・レポート」(1999 年) や「スポーツ白書」(2007 年) などでも明言している。欧州委員会の主導のもとで、FIFA (国際サッカー連盟)、UEFA (欧州サッカー連盟)、そして FIFPro (世界サッカー選手会) の間で、移籍制度のあり方をめぐり協議が続けられ、その結果、2001 年に「サッカー選手の地位および移籍」に関する FIFA の新規定が発効した。このように欧州委員会が主導する形で、FIFPro、UEFA などのステークホルダーによる

ソーシャル・ダイアログが実施され、より民主的な制度設計が図られていくことになった。

#### (4) ニュージーランドの動向

長らくアマチュア主義を堅持してきたラグビーユニオンと、当初から選手の金銭授受を容認してきたラグビーリーグがそれぞれ一定の人気を博してきた。このうちラグビーリーグ選手の海外移籍をめぐる、NZリーグが承諾しなかったことが不合理な取引制限にあたることとした1968年のBlackler事件や、同じくラグビーリーグ選手の海外移籍制限をめぐるケースで、海外に流出する選手の引き留めは正当目的に該当するものの、場所と期間が限定されておらず、また年齢やスキルのレベルにかかわらず引き留めの対象とするのは、手段が制限的に過ぎ、不合理な取引制限であることとした1989年のKemp事件もある。これらはいずれもコモンロー上の契約法理（取引制限の法理）のアプローチによるものであった。これ以降、選手に対する取引制限の法理をめぐる司法判断は見られない。ただし、NZではラグビーユニオンの制限的取引慣行について、商務委員会（Commerce Commission）が1986年の商業法（Commerce Act）のもとで、予防的介入の観点から重要な役割を果たしている。

その後、2011年に新労働協約を締結したタイミングで、NZRUが商務委員会に対して商業法の適用除外を求め、これを受けた商務委員会は、新協約においてはすべての選手がNZRUの「被用者」であるとして、商業法の適用除外とする決定を下した（Decision721: 2011）。こうして、NZRUでは商務委員会の規制から離れ、もっぱら、労使自治によって制度設計が図られることになった。

#### (5) オーストラリアの動向

オーストラリアでは、競争法として1974年に取引慣行法（Trade Practice Act）が制定され、その後身として2010年に競争・消費者法（Competition Consumer Act）が成立している。労働条件など雇用契約に関わる制限についてこれらの競争法の適用が明文で除外されている。このことから、オーストラリアでは、選手の移籍をめぐる取引制限については「取引制限の法理」によるアプローチが主流となっており、競争法によるそれは例外的なケースにとどまっている。オーストラリアでは、スポーツの地域性の観点から、選手の住居地域にあるチーム以外でのプレーが禁止されるという制限が伝統的に存在してきた。1970年から、団体交渉が開始される1990年代初期にかけて、これらの地域制限が取引制限の法理のもとで無効とされ、こうした慣行が撤廃されていった。なお、1986年のHughes事件では、豪州クリケット協会によって禁止されていたツアーへ参加した選手に対する資格停止処分は、取引慣行法に

違反すると判断されたのであるが、この事件は当時、原告と協会・クラブとの間に雇用関係が存在していないケースであった。このように、取引制限の法理によるアプローチを中心としつつ、競争法が補完的にカバーしているというのがオーストラリアの特徴といえる。現在は、ほぼ全てのプロリーグで選手会が存在しており、これらの選手会が労使交渉に従事し、クラブ・リーグと労働協約を締結している。そして、こうした交渉に基づいて導入された制限的取引慣行への司法介入は抑制される傾向にある。

#### (6) まとめ

アメリカ、イギリス、EU、オーストラリア、ニュージーランドでは、いずれも移籍制度などの取引制限をめぐる司法介入を端緒として、労使関係が構築され、両当事者の合意に基づく制度設計が実現してきたことが明らかになった。このように労働法に基づく団体交渉により、プロリーグにおける意思決定の在り方に変化が生まれ、労使自治に基づいた、制度設計が可能となった。当事者の納得に対する司法介入は謙抑的になる、からである。こうしたスポーツ界における意思決定については、プロリーグだけではなく、今後、IOC、IF、あるいはNFにおいても着目していく必要がある。競技者資格、移籍制限、代表選考基準、ドーピング違反に対する制裁など、色々な制度が存在しているが、こうした制度が競技団体によって一方的に設置されたものである場合には、合理性の有無について司法審査を受ける可能性が高い。アマチュア選手であっても、競技によっては、その競技成績がキャリアアップ、さらには収入に大きく影響し、また、スポーツの市場は急速に拡大しており、利害関係も複雑化している。こうした経済的な側面で大きな影響を及ぼすスポーツの制度設計が、一部の関係者によって決定する仕組みでは、その正当性と説得性を確保することが困難になっている。

この課題に対する一つの答えとして、民主的な意思決定、つまり当事者たるアスリートらの意思をしっかりと反映し、納得を得る手続きの導入が、国際的に注目されている。

また日本では、スポーツ立国戦略のもとで、競技者あるいはスポーツ環境への政府の支援・関与が増加し、スポーツの公共性が高まるにつれ、スポーツ競技団体においては透明性、説明責任、民主的手続きに裏付けられた意思決定過程の正統性が益々重要になる。折しも、JOCは2017年5月にJOCアスリート委員の選出委員の選挙を実施している。国内外のあらゆるレベルでアスリートの声が十分に反映されなければならないとのIOCの勧告に基づいて、アスリートが意思決定に関与するプラットフォームが近年、急ピッチで整備され始めた。これを形式的なものにとどめず、実質的なものとして機能させていく必要がある。同時に、あらゆるレベルにおけるスポ

ーツ界の意思決定の在り方について、さらに考察を深めていくことが今後の課題となる。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計6件)

川井圭司「プロスポーツと制限的取引慣行に関する国際比較 - リーグ・球団による選手市場の制限をめぐって」公正取引 811号印刷中(2018年)査読なし

川井圭司「アスリートの組織化 - 選手会をめぐる世界的動向と日本の課題」日本労働研究雑誌 688号 95-103頁(2017年)査読なし

Keiji Kawai and Matt Nichol, Labor in Nippon Professional Baseball and the Future of Player Transfers to Major League Baseball, 25 Marq. Sports L. Rev. 491, pp. 491-529 (2015). 査読あり

他、3件

〔学会発表〕(計14件)

Keiji Kawai, Unionisation in Professional Sport: Global Trends and the Current State of Sport in Japan, The Association of Industrial Relations Academics of Australia and New Zealand, University of Adelaide, Feb. 9.2018.

川井圭司「選手会・選手委員会の未来像 - リーグにおける労使関係の国際的動向」日本スポーツ法学会シンポジウム 2017.12.16.

川井圭司「アメリカ大学スポーツにみるアマチュアリズムの崩壊 - 労働者化する学生選手 - 」日本スポーツ法学会 2016.12.17.中央大学

他、11件

〔図書〕(計8件)

Keiji Kawai, Match-Fixing and Illegal Gambling in Japan: Cultural Interpretations of Integrity, Match-Fixing in Sport, pp.43-58, Routledge, 2017.

川井圭司「プロ化するアメリカ・カレッジスポーツ - ノースウェスタン大学フットボール選手の組織化(Unionization)が意味するもの - 」同志社総合政策編『総合政策科学の現在』119-137頁(晃洋書房、2016年)

K.Kawai & M.Nichol, The transfer of Japanese baseball players to major league

baseball: Have Japanese ball players been internationalized?, Internationalising Japan Discourse and Practice, Routledge pp. 180-194, 2014.

他、5件

#### 6. 研究組織

(1)研究代表者

川井 圭司 (Kawai, Keiji)  
同志社大学・政策学部・教授  
研究者番号: 50310701